

ハタハタの資源保護のため 採捕するルールや節度を 守りましょう



打ち上げられたブリコの回収放流作業

1 山形県漁業調整規則による規制

- ①投網、わっか網、かご網等の漁具の使用禁止。
- ②ブリコ(放産卵)の採捕、所持及び販売の禁止。

仕掛けに引っ掛けってきたブリコはすぐに放流してください。(バケツ等に入っていた場合は所持とみなされます。)

(注)調整規則による①、②の規制は、期間の定めはなく周年です。

2 山形海区漁業調整委員会指示による規制

- ①タモ網の使用禁止。
- ②ギヤング針(ハゲ掛け)等を使用した引っ掛け釣りの禁止。(空釣りの禁止。)
- ③集魚するための「杉の葉等」の使用禁止。



お問い合わせ先

山形県庄内総合支庁産業経済部水産振興課内

山形海区漁業調整委員会事務局

山形県酒田市山居町2丁目14-23

電話 0234-24-6046

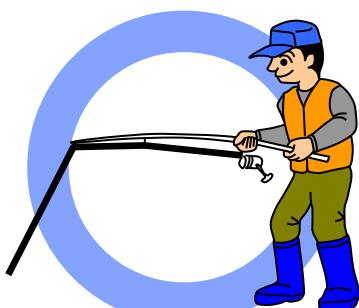
ホームページは「山形海区漁業調整委員会」で検索

委員会指示による規制期間

令和7年12月1日

令和8年1月31日

行って良い採捕方法



手釣り・竿釣り
(空釣りを除く)

サビキ仕掛けは、原則として
小アジ釣りができるものを
使用してください。